
プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理
第 79 回退職給付専門委員会及び第 335 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、第 79 回退職給付専門委員会（2016 年 4 月 11 日開催）及び第 335 回企業会計基準委員会（2016 年 4 月 21 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計上の退職給付制度の分類に関する論点

（本制度を退職給付会計基準上の確定拠出制度に分類する点に対する意見）

第 79 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 「規約又は規約以外により」という箇所は、あらゆる場合が対象となることを示しており、記載する意義が乏しいため、削除した方が良い。
3. 「規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額」という箇所は、規約に「予め」定められているという趣旨が理解できるように記載すべきである。
4. 「企業が当該掛金以外に拠出義務を実質的に負っていないリスク分担型 DB(仮称)」という箇所について、掛金の種類ではなく、規約に定められた金額を示していると考えており、当該掛金の額を超える掛金の拠出義務を実質的に負っていないという趣旨が理解できるような表現に変更した方が良い。
5. 企業が規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額以外の掛金を拠出するケースを、結論の背景で具体的に例示した方がよい。
6. 「企業が当該掛金以外に拠出義務を実質的に負っていないリスク分担型 DB(仮称)」という箇所の「実質的に」という記載を削除して、意図を明確にした方がよいのではないか。
7. 実務上、特例掛金と称されている掛金を拠出する旨を規約に予め記載し、積立金の額が零となることを見込まれる場合に、当該掛金を拠出するケースがあり得るものの、稀なケースであることを理由に考慮していない点を踏まえると、上記（本資料第 6 項）の「実質的に」という記載を残す必要がある。また、仮にこのようなケー

スが実際に生じた場合は、分類の再判定を行うものと考えているが、その際の判定においても「実質的に」という記載は残すべきである。

8. 特例掛金を拠出するケースがあり得るものの、そのようなケースが稀であることを理由に考慮していない旨を結論の背景に記載する意義はあると考えている。
9. 「規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額」という記載により、拠出に限定する旨が明記されているため、「給付に充当するものとして」という記載は不要ではないか。

第 335 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、「規約又は規約以外により」という箇所を削除する事務局の提案に同意する。
11. 特例掛金を拠出する場合の取扱いについては、掛金の総額を変えずに特例掛金を拠出する旨が規約に記載される場合に限って、退職給付会計基準上の確定拠出制度に分類する旨を結論の背景に記載すべきではないか。

(リスク対応掛金の総額を負債として計上する必要はないとした理由に対する意見)

第 79 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

12. リスク対応掛金の総額を当初に負債として計上しない理由について、「当該負債及び資産より得られる情報は、必ずしも有用ではない。」という箇所は、単に資産及び負債の双方の金額が増加するだけの情報が有用ではないという趣旨の記載の方が分かりやすいのではないか。
13. 「契約等によって解約不能な取引で将来の義務が存在する場合であっても、一般的に、契約締結時点で、負債を全額計上する会計処理は必ずしも行われていない。」という理由は、「必ずしも行われていない」という点で負債を計上しない論拠としては弱い印象があるため、記載しなくても良いのではないか。
14. リスク対応掛金の総額の債務性はあるものの、当該負債及び見合いの資産を計上することによって得られる情報は必ずしも有用ではないために負債を計上する必要はないと整理しているが、一方で開示においては債務性を理由に注記事項を追加しているため、債務性があることを認めた上で、両者の取扱いが異なる理由をより明確に記載した方が良い。

退職給付制度間の移行に関する論点

(移行時の規約に特別掛金相当額が定められる場合の取扱いに対する意見)

第 79 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 規約に特別掛金相当額が定められる場合に退職給付に係る負債として計上すると、要拠出額を費用処理することにならないため、移行後の会計処理を具体的に示すべきはないか。
16. 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「制度移行実務対応報告」という。)の Q11 には退職給付に係る負債から退職給付に係る調整累計額を控除する旨は記載されていないため、このように判断した理由等を結論の背景に記述する必要がある。
17. 制度移行実務対応報告の Q11 は確定給付制度間の例外的な取扱いを定めているため、今回の移行の取扱いと整合させる必要はない。むしろ、確定給付制度から確定拠出制度への移行であることを踏まえて、企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「制度移行適用指針」という。)の退職給付制度の終了の取扱いと整合させるべきである。具体的には、移行前の負債を引き継いで上限を設けるのではなく、特別掛金相当額の全額を負債として計上する方が良いのではないか。
18. 本論点については、関係者の意見が様々であると考えられるため、なるべく多くの関係者の意見を聴いた上で判断した方がよい。
19. 退職給付に係る負債として引き継ぐと、確定拠出制度にも関わらず貸借対照表上に退職給付に係る負債が残ってしまうため、誤解が生じないように表示科目の名称を変更する方がよい。

第 335 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. 本制度のうち確定拠出制度に分類されたものは、退職給付制度間の移行について、既存の確定拠出制度への移行と同様に会計処理されるべきである。制度移行適用指針において、確定給付制度から確定拠出制度へ移行する場合は、退職給付制度の終了として、事業主からの支払又は現金拠出額の確定額を一時に損益として認識することが定められているため、特別掛金相当額もこの規定に基づいて会計処理されるべきである。

開示に関する論点

第 79 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 「企業が採用するリスク分担型 DB(仮称)制度の概要」については、本実務対応報告が見直されるまで詳細な記載を続けるのではなく、企業の判断で記載内容を簡略化することが許容されるようにすべきである。
22. 翌期以降のリスク対応掛金相当額等の注記により、財務諸表利用者は「一定の将来の損益に関する情報を得られる」との記載があるが、将来の損益に関する十分な情報が得られるわけではないので、記載を見直した方が良い。
23. 翌期以降のリスク対応掛金相当額等は、段階的に将来のキャッシュ・フローが変わることが理解できる情報のため、注記事項として有用である。また、本制度への移行時の規約に定められた特別掛金相当額を負債として計上する場合には、当該負債に関する注記の要否も検討する必要がある。

第 335 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

24. 本制度は新たな企業年金制度であり、本制度の概要としてその特徴を記載する点を支持する。
25. 本制度が新たに導入される企業年金制度であるため、その概要の開示は必要と考えているが、本制度の内容が周知されれば、詳細な内容を開示しなくても良いと理解している。

以 上